許可番号08910078118

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　愛媛県西条市今在家1218番地1
氏　名　　今治加工株式会社
　　　　　代表取締役　北岡　康典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長　　野　志　克　仁

許 可 の 年 月 日　　令和 6年 6月20日

許可の有効年月日　　令和11年 4月21日

1. 事業の範囲
　(事業の区分)
　　収集・運搬(積替え及び保管行為を含む。)
　(産業廃棄物の種類)
　　廃プラスチック類、木くず、繊維くず　以上3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
　(所在地)愛媛県松山市北吉田町1326番地1
　　種類:木くず
　　　(面積:803.3m^2　保管上限:1,685.2m^3　高さ:3.0m)
　　種類:廃プラスチック類、繊維くず
　　　(面積:23m^2　保管上限:37.6m^3　高さ:2.5m)
　(所在地)愛媛県上野町1463番地6、1463番地8、1463番地10
　　種類:木くず
　　　(面積:806.6m^2　保管上限:1,920.7m^3　高さ:3.5m)
　　種類:廃プラスチック類、繊維くず
　　　(面積:18m^2　保管上限:22.5m^3　高さ:2.5m)

3. 許可の条件
　　該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○ 当　初　許　可	平成14年 4月22日
○ 変　更　許　可 (廃プラスチック類、繊維くずの追加及び積替え保管行為の追加)	平成16年 7月27日
○ 変　更　届　出(積替え保管場所の変更)	平成19年 3月16日
○ 更　新　許　可	平成19年 4月22日
○ 変　更　届　出(積替え保管場所の変更)	平成19年12月10日

(2面に続く)

(2面)

○	住　所　変　更(旧:愛媛県今治市喜田村四丁目6番10号)	平成20年 2月11日
○	更　新　許　可	平成24年 4月22日
○	優良基準適合確認	平成24年11月27日
○	変　更　届　出(積替え保管場所の変更)	平成26年 7月10日
○	変　更　届　出(積替え保管場所の変更)	平成31年 3月18日
○	更　新　許　可	令和元年 7月 1日
○	変　更　届　出(積替え保管場所の変更)	令和 6年 3月25日
○	更　新　許　可	令和 6年 6月20日

5.規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無　　有・無(無に丸印)